

鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期在学学生規則

平成28年2月16日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第59条第2項の規定に基づき、専門職学位課程に教育上の必要により標準修業年限を3年とする履修上の区分を履修する者（以下「長期在学学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期在学学生として申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験に出願し、かつ、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。）第6条の4に規定する、小学校教育職員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「小学校教員養成長期プログラム」という。）の受講を申請する者とする。

(申請)

第3条 長期在学学生を希望する者は、別記様式第1号の小学校教員養成長期プログラム受講申請書を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 学長は、前条の申請があった場合、教授会の意見を聴いて、受講を許可する。

(指導体制)

第5条 小学校教員養成長期プログラムの長期在学学生には、第1年次の間は長期履修学生支援センターの職員を担任として指定し、第2年次からは所属コースの教員を実習責任教員として指定する。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、長期在学学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度入学生から適用する。

別記様式第1号（第3条関係）

鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）

高度学校教育実践専攻 教員養成特別コース
小学校教員養成長期プログラム受講申請書

ふりがな			男	受験番号※
氏名				整理番号※
生年月日	昭和・平成	年 月 日 生	女	
取得済み (取得見込) 教員免許状	有	<input type="checkbox"/> 中学校 1種・2種 (教科) <input type="checkbox"/> 高等学校 (教科) <input type="checkbox"/> 幼稚園 1種・2種 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 1種・2種		無

長期在学申請書

平成 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

氏名

小学校教員養成長期プログラムを受講したいので、長期在学（修業年限3年）を申請します。

（記入上の注意）

1. 小学校教員養成長期プログラムの受講を希望する者は、この申請書を出願と同時に提出すること。
2. ※印以外の欄に該当事項を記入すること。

備考 規格は、A4とする。